

平成 26 年第 4 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 26 年 4 月 21 日 (月) 午後 3 時

2 閉会日時

平成 26 年 4 月 21 日 (月) 午後 4 時

3 会議開催の場所

教育研修センター4階 第2研修室

4 出席委員

- (1) 佐 藤 秀 樹
- (2) 平 出 道 雄
- (3) 西 村 恵美子
- (4) 佐 藤 克 則
- (5) 石 澤 千鶴子
- (6) 月 永 良 彦

5 事務局出席職員

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 教育部長 | 福 井 正 樹 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 成 田 聖 明 |
| (3) 教育次長 | 伴 孝 文 |
| (4) 浪岡教育事務所長 | 平 田 公 成 |
| (5) 参事文化スポーツ振興課長事務取扱 | 加 藤 文 男 |
| (6) 総務課長 | 八木澤 透 |
| (7) 社会教育課長 | 杉 山 潔 彦 |
| (8) 中央市民センター館長 | 今 牧 彦 彦 |
| (9) 文化財課長 | 白 取 慎 也 |
| (10) 市民図書館長 | 渡 邊 薫 |
| (11) 学務課長 | 工 藤 裕 司 |
| (12) 学校給食課長 | 川 邊 真理子 |
| (13) 指導課長 | 山 谷 明 |
| (14) 浪岡教育事務所教育課長 | 木 浪 経 彦 |

6 会議に付議された案件

(1) 議事

議案第 21 号 臨時に代理し処理した事項の承認について

議案第 22 号 青森市社会教育委員の委嘱について

議案第 23 号 青森市スポーツ推進審議会委員の任命について

(2) 報告

寄附採納について

平成 26 年度三浦雄一郎チャレンジ賞受賞者及び表彰式について

青森市コミュニティ施設配置見直し基本方針について

一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の「経営戦略プラン」の策定について

平成 25 年度包括外部監査の結果について

青森市所蔵作品展「生誕 100 周年記念 関野準一郎 根市良三 小館善四郎展」の開催について

旧みちのく北方漁船博物館の取得について
雑誌スポンサー制度について
小学校給食センターによる給食の提供開始について

(3) その他

7 会議録署名委員

- (1) 石 澤 千鶴子
- (2) 月 永 良 彦

8 会議の概要

午後3時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

議案第21号から議案第23号を審議し、原案のとおり決定した。

事務局から9件の事案を報告し、平成26年第5回定例会の日程調整をした後、閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

委員長

それでは議事に入ります。議案第21号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

教育部長

議案第21号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

市長事務局において、事務の効率化を図るため「青森市事務の専決等に関する規程」の見直しが行われ、平成26年4月1日に施行されました。

教育委員会におきましても同様の趣旨で、「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程」を改正するものですが、平成26年4月1日に施行する必要性がありましたことから、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めます。

附属資料「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程 新旧対照表」を御覧ください。

別表第1の「イ 人事・庶務事務」についてであります。新たに「部分休業の承認期間の変更を伴わない時間単位での部分休業の取消し」を設け、「部長相当職、次長相当職及び課長」については教育部長決裁、「課長相当職以下の職員」については課長決裁としております。

次に、「ウ 財産管理事務」についてであります。新たに「行政財産の目的外使用」について、教育部長決裁である「使用期間3月以上6月未満の許可」を「使用期間を6月以上1年以内の許可」とし、課長決裁である「使用期間3月未満の許可」を「使用期間6月未満の許可」としております。

次に、「公の施設の使用又は利用」については、新たに「開館時間及び休館日の変更又は変更の承認」を設け、課長決裁としております。

別表第2の「各課固有事務」についてであります。新たに「総務課」の事務につきましても、新たに「育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認及び取消し」を設け、「教育次長及び課長」については教育部長決裁、「主幹以下の職員」については課長決裁としております。

また、「中央市民センター」及び「市民図書館」の事務につきましても、新たに「承認期間の変更を伴わない時間単位での部分休業の取消し」を設け、「所属

職員」について課長決裁としております。

各施設等の長の専決事務である別表第3についてであります、「油川市民センター」「小学校給食センター、中学校給食センター、浪岡学校給食センター」及び「教育研修センター」につきまして、新たに「承認期間の変更を伴わない時間単位での部分休業の取消し」を設け、「所属職員」について施設等の長専決事項としました。

また、「油川市民センター」「教育研修センター」の「公の施設の使用又は利用」については、新たに「開館時間及び休館の変更」を設け、施設等の長専決事項としました。

浪岡教育事務所長及び教育課長の専決事務である別表第4の「イ 人事・庶務事務」についてであります、新たに「部分休業の承認期間の変更を伴わない時間単位での部分休業の取消し」を設け、「部長相当職、次長相当職及び課長」については浪岡教育事務所長決裁、「課長相当職以下の職員」については課長決裁としております。

次に、「ウ 財産管理事務」についてであります、「行政財産の目的外使用」について、浪岡教育事務所長決裁である「使用期間3月以上6月未満の許可」を「使用期間を6月以上1年以内」とし、課長決裁である「使用期間3月未満の許可」を「使用期間6月未満の許可」としております。

次に、「公の施設の使用又は利用」については、新たに「使用料の還付」と「開館時間及び休館日の変更又は変更の承認」を設け、課長決裁としております。

委員長

ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。

平出委員長職務代行者

改正の内容について、もう少し詳しく教えてください。

教育部長

まず、部分休業の取り消しの部分は、新たに設けた規定となっております。

行政財産の目的外使用については、事務の効率化を図るため、これまで教育長や教育部長の決裁としていたものを、その制限を緩めて、課長等に決裁の範囲を拡げるといふものです。この目的外使用については、ある程度定型的なものであれば、課長でも十分対応できますので、これについて課長に決裁権を委ねるといふものが趣旨です。

全体として専決の見直しについては、事務に支障がないものは、事務の効率化を図るため、このように権限を下に降ろしていくといふものです。

委員長

その外に御意見、御質問ございますでしょうか。

外に御意見等がないようですので、議案第21号については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

次に議案第22号「青森市社会教育委員の委嘱について」事務局から御説明をお願いします。

教育部長

議案第22号 青森市社会教育委員の委嘱について、御説明申し上げます。

社会教育委員につきましては、平成24年第11回教育委員会定例会において御議決を賜り、現在10名の方々に委員として御就任いただいておりますが、学校教育の関係者として、青森市小学校長会からの推薦により委嘱いたしました長尾(ながお)慶子(けいこ)氏が、3月31日付けで辞職したことに伴い、後任の委員として、同会からの推薦により千田(ちだ)雅美(まさみ)氏への委嘱を御提案するものであります。

なお、千田氏の任期につきましては、青森市社会教育委員条例第4条第1項の規定により、前任者の残任期間となりますので、委嘱の日から11月20日までとなります。

以上、御説明申し上げましたが、委員の皆様におかれましては、慎重に御審議の上、何卒、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。

平出委員長職務代行者

後任者がまた橋本小学校の校長先生になっておりますが、これはたまたまなのでしょ
うか。それとも、充て職なのでしょうか。

教育部長

これにつきましては、校長会から推薦をいただいているものですので、たまたまとい
うことになります。

委員長

その外に御意見等がございますでしょうか。

御異議がないようですので、議案第 22 号については、原案どおり決定してよろしい
でしょうか。

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

次に議案第 23 号「青森市スポーツ推進審議会委員の任命について」事務局から御説
明をお願いします。

教育部長

議案第 23 号 青森市スポーツ推進審議会委員の任命について、御説明申し上げます。

平成 24 年第 3 回教育委員会定例会において任命いただきましたスポーツ推進審議会
委員の任期が、平成 26 年 3 月 31 日をもって満了となり、次期委員の改選について、平
成 26 年第 3 回教育委員会定例会において 12 名の委員の内 11 名の方々を任命いただ
いたところでございます。

このたび、青森市小学校教育研究会体育科研究部会会長を充てることとしておりまし
た残り 1 名の方が、お手元に配付しております議案のとおり柴田達夫会長に決定いたし
ましたので、適任者と認め、その任命について御提案申し上げるものであります。

なお、任期につきましては本日御承認いただければ平成 26 年 4 月 21 日から平成 28
年 4 月 20 日までの 2 年間で予定しております。

以上が本議案の概要でございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたしま
す。

委員長

ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。議案第 23 号につ
いては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

(2) 報告

それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は 9 件となっております。

はじめに、報告の(1)「寄附採納について」事務局から報告をお願いします。

総務課長

小・中学校への寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の資料平成 25 年度小・中学校寄附採納一覧【3 月分】を御覧ください。

3 月定例会の報告以降、PTA・学校関係者から特定の学校への寄贈申し出が 4 件あり、
掲示板、長テーブル等を受領いたしました。

学校名、寄贈者氏名、寄贈物件等の内訳は資料記載のとおりであります。

御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこと
としております。

委員長

ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。ないようですので、次に、報告の(2)「平成26年度三浦雄一郎チャレンジ賞受賞者及び表彰式について」報告をお願いします。

社会教育課長

平成26年度三浦雄一郎チャレンジ賞受賞者及び表彰式について、御報告申し上げます。

本市名誉市民の三浦雄一郎さんのチャレンジ精神を本市の青少年に継承してもらいたいとの思いから創設した「三浦雄一郎チャレンジ賞」の概要につきましては、本年1月に開催された本定例会において御説明したところでありますが、このたび、その第1回目となる平成26年度の受賞者と表彰式の開催日程が決定いたしましたので、御報告いたします。

お手元の配付資料を御覧ください。表彰の対象は、分野を問わず、自らの夢や目標の実現に向かってチャレンジしている概ね18歳未満の本市に密接な関係のある青少年で、同世代の青少年がそれまで成し得なかった業績又は極めて稀(まれ)な業績を挙げた方に贈られるものでございます。

表彰対象者の推薦につきましては、本年2月12日から2月28日までとし、市内の各学校や、社会教育関係団体に広く推薦の御依頼をいたしましたところ11名の方の推薦があり、3月24日に副市長を会長とした表彰選考会議を開催し、4名の最終候補者が選出されました。

これを受け、4月9日に市長が直接三浦さんを訪ね、「4名ともチャレンジ賞の被表彰者としてよろしい」との御意見をいただきましたことから、市長が決定したものであります。

受賞される4名の方について御報告いたします。

まずはじめに、現在、明治大学1年生の森園政崇さん(19歳)と青森山田高等学校2年生の三部航平さん(16歳)の2名の方についてです。

森園さんは青森山田高等学校3年生の時に、そして三部さんは高校1年生の時に、平成26年1月に開催されました社会人や大学生も参加する卓球の国内最高位の「平成25年度全日本卓球選手権大会(73回開催)」の男子ダブルスにおいて、64年ぶりとなる高校生ペアでの優勝という業績を挙げております。

この業績は、他の競技においても本市の高校生が同様の実績を挙げたことが過去にないものであります。

続きまして3人目の方は、現在、新城中学校3年生の加藤沙梨菜さん(15歳)です。

加藤さんは、平成24年の中学1年生の時に未来の「なでしこジャパン」候補となる日本サッカー協会(JFA)のU-13(アンダーじゅうさん)日本女子選抜に選出されたほか、その年の6月に中国南京で開催された「AFC(アジアサッカー連盟)ガールズトーナメント」に出場して日本が優勝いたしました。加藤さんは、その優勝メンバーの一員であります。

本市において、日本サッカー協会(JFA)のU-13(アンダーじゅうさん)の選出は初めてであり、また、13歳で世界大会に出場し優勝した実績は過去にないものであります。

最後に4人目の方となりますが、現在、浪岡中学校1年生の奈良岡功大さん(12歳)です。

奈良岡さんは、昨年の浪岡南小学校6年生の時に中学2年生までを参加対象とする「JOCジュニアオリンピックカップ第32回全日本ジュニアバドミントン選手権大会ジュニア新人の部」において、大会史上初めて小学生として優勝しました。

さらに、小学1・2年生をCクラス、3・4年生をBクラス、5・6年生をAクラスとした「全国小学生ABCバドミントン大会」において2年生から6年生までの5連覇を達成しており、この業績も大会史上初めてのこととなります。

これまで、本市の小学生が小中学生の対象となる全国大会で優勝や、学年別の全国大会で5連覇という実績は過去にないものであります。

表彰式につきましては、三浦さん御本人をお招きし、平成26年5月31日(土)午前10時より、ホテル青森において開催することとしております。

その内容については、まず、表彰では、市長から受賞者の方々へ表彰のトロフィーを授与し、三浦さんから直筆の色紙を贈呈していただくほか、三浦さんから「いつまでも挑戦」と題し、御講演をいただくこととしております。

また、受賞者の方々と一緒に三浦さんと市長も同席し、受賞者から業績に関する想い出話などを御紹介いただきながら懇談する受賞者報告会も行うこととしておりますことから、受賞関係者のみならず、たくさんの市民の皆様にも参加していただくこととしております。

委員の皆様におかれましても、ぜひ表彰式に御参加を賜りますよう、よろしく願いいたします。

委員長

ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。

教育長

皆様御存知のとおり、三浦雄一郎さんのチャレンジ精神、いくつになっても夢を持つということ、青森の子どもたちにも持ってほしいということから、創設した賞であります。

今回は、第1回ということで、様々な議論をしながら人選に苦慮しました。この賞の創設によって、このたび受賞された本人はもちろんのこと、青森の青少年が夢や希望に向かって突き進むための一つの目標ができたものと考えております。

たまたま今回はスポーツ関係だけとなりましたが、スポーツに限らず、文化や芸術などの様々な面から受賞者を選考してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様も授賞式に御参加していただければと思います。

委員長

外に御意見等はございませんか。ないようですので、次に、報告の(3)「青森市コミュニティ施設配置見直し基本方針について」報告をお願いします。

社会教育課長

青森市コミュニティ施設配置見直し基本方針について、御報告いたします。

青森市コミュニティ施設配置見直し基本方針は、「青森市行財政改革プラン2011」に掲げる「効果的・効率的な行政運営」の実施項目「ファシリティマネジメントの推進」の取組みの一つである、コミュニティ施設の配置の見直しについて、その推進に当たって基本とすべき大きな考え方を整理したものであり、去る3月25日の定例庁議において決定したものであります。

資料として、A4判の「資料1 方針本体」と、A3判の「資料2 概要版」の2種類の資料を配布しておりますが、資料2の概要版により、方針の内容を御説明させていただきます。

まず、方針策定の目的であります「1.目的」に記載のとおり、本方針は、コミュニティ施設の配置見直しの検討を進めていくに当たっての本市の基本的な考え方を明らかにするものであり、特定のコミュニティ施設の具体的な配置見直し案を示すものではありません。

本方針の対象施設は、「3.対象施設」に記載のとおり、教育委員会が所管する市民センター、公民館、公民館分館のほか、現在市長事務部局が所管する福祉館や農村センター等全79施設となっております。

本方針では、「4.本市の現状と課題」にある「人口減少・少子高齢化社会への対応」や「施設更新に要する財政需要」といった現状と課題を踏まえ、5になりますが、「施設総量の縮減」や「施設配置の適正化」など4つの基本的な考え方を整理し、これらに

則った基本方針として、6にありますとおり「新規施設の整備抑制」、「施設の集約化・複合化」などの「量的視点からの取組」と、「将来を見据えた施設配置の推進」、「安全・快適な施設の確保」による「質的視点からの取組」を進めていくこととしております。

「7.今後の取組の進め方」といたしましては、現行の各コミュニティ施設の設置目的をより広義のものに変更・統一する「(1)施設種別の再整理」や、現在分散している施設の所管を一元化する「(2)施設所管部局の一元化」など4項目を掲げております。

そのうち「(2)施設所管部局の一元化」につきましては、縦割り行政の弊害や人的資源の分散という課題の解消とともに、地域の教育力の向上に寄与することを期待して、「現在、複数部局に分散しているコミュニティ施設の所管を教育委員会事務局に一元化する」とされたところであります。

今後は、「8.方針実現に向けたロードマップ」に記載のとおり、

短期の目標として、方針策定後から概ね1年程度を目途に、「施設種別の再整理」と「施設所管部局の一元化」に取り組み、本方針の推進体制を確立していくこと

中・長期の目標として、一元化された教育委員会事務局を中心に、原則として施設更新や大規模改修などの多額の財政負担の検討が必要になる時点において、特定のコミュニティ施設の具体的な配置見直しの検討に着手することとし、地域の皆さんとの話し合いの結果、概ね合意を得られ、実現可能となったコミュニティ施設から段階的に配置見直しを実施していくこと

としております。

方針の概要説明は以上でございますが、今後は、施設所管部局の一元化に向け、各施設の設置管理条例の改正作業や、一元管理していくための組織・体制の構築といった作業が見込まれるところであり、今後、施設の位置付けや施設の名称等に関し、市長事務局から示される内容について、教育委員会として検討を行い、意見を示していく必要がありますので、事務局といたしましては、様々な機会を捉えて委員の皆様と情報共有を図り、ご意見を頂戴しながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様のご協力をお願いいたします。

委員長

ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。(25:11)

西村委員

配置の見直しの終期は決めているのでしょうか。

社会教育課長

具体的には設けていません。地域の方々と話し合いをし、意見がまとまったところから実施していくこととしております。なお、施設の所管部局の一元化については、平成27年4月に実施することとしております。

西村委員

地域の意見がまとまり次第、見直しを実施するという事は、場合によっては、サービスタウンという意見が地域住民から出された場合は、例えばバスを活用するといった、別な考え方を提案することもあるのでしょうか。

社会教育課長

地域それぞれの事情もあると思いますので、今後、個別具体的に御相談しながら、対応してまいりたいと考えております。

平出委員(27:34)

配付資料には、施設総量の整備抑制のイメージが書かれています。また、300㎡の小規模施設を5施設廃止し、1,200㎡の1施設を新設するとも記載されています。

これは事例でしょうか、この記載を見るともう既に案があるのではないかと感じてしまいますので、これはあくまでイメージで、このように進めていくということを確認させてください。

次に、配置見直しに向けた市側の作業については、方針策定後から概ね1年程度を目

標にするというような文言があります。これを進めるに当って、教育委員会から途中経過などの説明があるのでしょうか。

次に、この方針の策定に当って、市民から寄せられた意見と市の考え方についてですが、リフォームをしていただきたいという意見、維持管理を任せたいという意見、施設の充実・機能強化を図ってほしいという意見が目立ちます。このような意見を踏まえ、地域住民との話し合いを進めていかれると思いますが、改めて市のスタンスを教えてください。

福井部長

今後の流れですが、まずは平成 26 年度中に施設一元化の作業をすることとしており、平成 27 年 4 月からはコミュニティ施設は教育委員会が管理することとなります。

また、その後は施設の見直しを進めていくこととなりますが、その作業についても教育委員会が主体的に取り組んでいかざるを得ないものと考えています。

この方針を策定した理由として、今後の少子高齢化・人口減少を踏まえれば、当然にして施設に対する需要も変化するだろうと考えており、今後、今のままでは立ち行かなくなると考えております。特に古い施設も多いので、改築ということも出てくると思いますし、また、学校施設においても同様の状況となっております。

このことから、これらを含めて公共施設をどのようにしていくのかということについて、ここで考え方を示そうということでこの方針を策定したものです。

現時点では、一度、施設の所管を一元化して、施設の配置を見直してみましようということは決まっていますが、それ以降の施設をどのように配置していくのかということとは、これからの作業となります。

御質問の 1 点目である施設総量の整備抑制のイメージの件ですが、これはあくまでイメージです。今後、人口が減少していく中で、これまでと同じような施設の数は維持できないというのが基本的な考え方です。見直しに当っては、その地域の実情に合わせてということになります。例えば、近いエリアに小規模施設が数多くある場合、その分だけ管理経費がかかるので、これを一つに集約するという考え方がありますというものです。あるいは、学校の空き教室を公共施設として利用するといったことも考えられますが、これを進めるに当っては、地域の皆様と十分に話しあって進めてまいりたいと考えています。

御質問の 2 点目の配置見直しに向けた市側の作業については、方針策定後から概ね 1 年程度を目標にするというような文言についてですが、配置の見直しに当っては、短期的に取り組むものと中・長期的に取り組むものに分けて整理しております。できるものはすぐにでもやってみようということで、短期的に取り組むこととしておりますが、ほとんどが中・長期的な見方で進めざるを得ないと考えております。もちろん、施設によっては非常に老朽化していて、早急に対応しなければならないものは短期的に取り組まなければならないものと考えております。

御質問の 3 点目の市民から寄せられた意見と市の考え方についてですが、様々な施設があって、それを利用する市民の皆様も多くいらっしゃいますので、例えば場所が変わるだけで様々な御意見を頂戴することになると思いますので、十分地域住民の方々との話し合いをしながら進めてまいりたいと考えております。

平出委員

コミュニティ施設の配置見直しに当っては、その地域のリーダーに係ってくる部分が多いと思います。これまでは、商店街の代表や町会長などが地域のリーダーを努められてきましたが、大型スーパーなどが郊外に建つことにより、商店街などが元気を失っており、これに併せ地域のリーダーが非常に少なくなっているのではないかと考えています。

これの対策として、定年退職などによりリタイヤした人は時間的な余裕もあると思いますので、地域のリーダーとして取り組んでももらえないか働きかける必要があるのではないかと考えており、それには、研修や啓発が必要となってくるのでは考えます。

西村委員

この方針のとおり、多くの老朽化施設を、これまでどおりそれぞれに管理していくことは非常に非効率的であると思います。ただし、見直しを進めるに当たっては、地域との話し合いにかなりの時間と労力を要すると思われるが、ある程度の時期的な目処も必要なのではないかと思います。また、チームを組織するなど体制を整えて進めることになると思います。

委員長

お二人の意見を是非参考にさせていただきたいと思います。また、コミュニティ施設ですから、人を育てるという役割もあると思いますので、先月策定した青森市教育振興基本計画をも踏まえ取り組んでいただきたいと思います。

委員長

次に、報告の(4)「一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の「経営戦略プラン」の策定について」報告をお願いします。

文化スポーツ振興課副参事

一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の「経営戦略プラン」の策定について、御報告いたします。

本市の第三セクターにつきましては、これまで「第三セクターに関する基本方針」や「第三セクターの経営評価指針」に基づき、平成23年度から平成25年度までを計画期間とする「経営改善計画」を策定し、鋭意、経営健全化と自主・自立化に努めてきたところであります。

このたび、この基本方針において、「経営改善計画」に続く新たな計画として、平成26年度から平成28年度までを計画期間とする「経営戦略プラン」が策定されましたので、その概要を御説明いたします。

「1 経営戦略プラン策定の趣旨」については、記載のとおりとなっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

「法人の設立目的とこれまでの取組」、「法人の経営理念」、そして「現状と課題」を記載しております。

「財務の状況」といたしまして、公社の過去3年間の決算状況は、3ページの正味財産増減計算書にありますとおり、指定管理業務における光熱水費等の実勢単価増の影響により、平成23、24年度と2年連続の赤字計上となりましたが、平成25年度以降は、光熱水費等を精算対象科目としましたことから、不足の場合には増額対応、剰余が発生した場合は市に返還することとしております。

「2 主要事業の目的・実績・課題分析」であります。主なものとして、文化施設の施設利用者実績については、減少傾向にありますが、これは震災後の社会情勢の変化や大規模な催事件数の減などによるものではないかと推測しております。

次に、「3 経営戦略に向けた自己分析」につきましては、外部環境と内部環境に分けて、記載のとおり分析しております。

現状と課題を踏まえ、「第4 経営戦略方針」として、施設利用者が文化芸術に親しむ快適空間の提供と、スポーツを通じての市民生活の向上と福祉の増進に向けた「文化芸術・スポーツの振興」に努めることとし、経営面においては、自主財源の確保により独立した経営体としての経営基盤の強化を図ることを方針として掲げております。

この方針に基づき、「第5 経営戦略目標」として9つの目標を設定し、事業推進することとしております。

「第6 経営戦略目標の達成に向けた具体的な取組」についてであります。大きく8つの取組を掲げ、それぞれの取組の中で具体的に活動を展開していくこととしております。

「第7 進捗管理」及び「第8 経営戦略プラン進捗管理表」については、記載のとおりとなっておりますので、後ほど御覧ください。

「第9 経営戦略の具体的目標・影響等」についてであります。平成25年度の当期損益の見込みが、594万5千円のマイナス計上となっておりますが、これは、中途退職者に係る退職金などの経常外費用の増加によるものであり、プラン期間中の平成26年度から28年度までの3年間につきましては、黒字計上で推移するものと見込んでおります。

「個別事務・事業の具体的取組内容・目標」、法人概要等の参考資料となっておりますので、後ほど御覧ください。

以上、教育委員会が所管する一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社が策定した「経営戦略プラン」につきまして御報告させていただきましたが、教育委員会としても、当該法人が本プランに基づき、さらなる経営健全化と自主・自立化を図るとともに、戦略的経営を実践していけるよう、適切な指導等に努めてまいります。

なお、御報告いたしました「経営戦略プラン」につきましては、本日開催されました文教経済常任委員協議会終了後、市のホームページに掲載し、公表することとしております。

平出委員

事業収入のうち、市からの委託金はどのように決められているのか教えてください。様々なイベントの利用状況によって決められるものなのでしょうか。

文化スポーツ振興課副参事

この委託金は、同法人が実施することとしている必須事業に対する指定管理料になっております。

西村委員

必須事業とはどのようなものなのでしょうか。

文化スポーツ振興課副参事

必須事業の内訳としては、クラシックの公演や落語や歌舞伎などの伝統芸能の公演といった鑑賞型事業となっております。

委員長

外に御意見、御質問ございますでしょうか。ないようですので、次に、報告の(5)「平成25年度包括外部監査の結果について」報告をお願いします。

文化スポーツ振興課副参事

平成25年度包括外部監査の結果報告について、その概要を御報告いたします。

包括外部監査は、地方自治法第252条の37の規定に基づき、毎会計年度、外部の専門的な知識を有する者の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けるものであり、平成25年度包括外部監査の結果については、去る3月28日に包括外部監査人から市長、議会、監査委員へ報告書の提出がなされたところでありますが、改めて、その概要について御手元の配付資料「平成25年度包括外部監査の結果」に沿って御説明申し上げます。

監査の対象、選定の理由については記載のとおりであります。教育委員会事務局が所管する一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社については、平成21年度に行われた包括外部監査結果における指摘・意見に対する措置状況が監査の対象となっております。

「5. 監査の結果及び意見」でございますが、表中「4 平成21年度包括外部監査結果の措置状況」の(2)にありますとおり、「一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社」について、指摘が7項目、意見が12項目、計19項目となっております。

その主な内訳ですが、指摘として、備品管理手続の不備や関係書類への金額の記載誤りなど、意見として、所管施設の有効活用に関する事などが監査人から出されました。

以上が、平成25年度包括外部監査の結果概要であります。当該報告書の市民の皆様への公表につきましては、青森市ホームページへ掲載したほか、本庁舎(2階：市情報公開コーナー)、柳川庁舎(柳川情報コーナー)、浪岡事務所(総合案内)、各支所・

市民センター等でも御覧いただけるようにしております。また、広報あおもり5月1日号においても周知してまいります。

今回の監査結果報告を受け、教育委員会事務局においては、関連部局と連携しながら、監査結果について内容の確認・検証作業を進めることとしており、その作業結果を踏まえて今後必要な措置を検討し、講じていくこととしております。

その後、監査結果等に対する是正・改善等の措置状況を取りまとめた上で、改めて本定例会で委員の皆様にご報告し、あわせて市民の皆様にご公表したいと考えております。

委員長

ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。ないようですので、次に、報告の(6)「青森市所蔵作品展「生誕100周年記念 関野準一郎、根市良三、小館善四郎展」報告をお願いします。

文化スポーツ振興課副参事

青森市所蔵作品展「生誕100周年記念 関野準一郎 根市良三 小館善四郎展」の開催について、御報告申し上げます。

教育委員会では、本年度に、本市出身の関野準一郎画伯、根市良三画伯、小館善四郎画伯が、生誕100年を迎えるに当たり、各々の画伯の優れた作品を多くの市民の皆様にご鑑賞していただき、郷土が生んだ作家の功績をより多くの皆様にご紹介するため、青森市所蔵作品展において、「生誕100周年記念～同じ時代(とき)が生んだ奇跡～関野準一郎 根市良三 小館善四郎展」を開催いたします。

本展は、お配りしたチラシにありますとおり、ゴールデンウィーク期間中の5月1日(木)から5月7日(水)までの7日間、青森市民美術展示館を全館活用し、関野画伯の代表作「東海道五十三次」シリーズ全作品をはじめ、根市画伯や小館画伯の市所蔵作品を一挙公開するとともに、同じ時代(とき)の中から3人の芸術家が誕生するという「奇跡」が起きた背景を、当時の資料等を交えて御紹介することとしております。

既に、委員の皆様には、御案内しておりますが、5月1日午前10時30分から、オープニングセレモニーを開催するとともに、青森県立郷土館職員を講師にお招きしての、ギャラリートークも予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、ぜひともお越しいただき、青森市が生んだ芸術家の素晴らしい作品を御覧いただきますようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。ないようですので、次に、報告の(7)「旧みちのく北方漁船博物館の取得について」報告をお願いします。

文化財課長

「旧みちのく北方漁船博物館」の取得について、御報告いたします。

「旧みちのく北方漁船博物館」の取得につきましては、本年1月22日の当定例会において御議決いただき、翌23日に市に対して取得の申出をしたところでありますが、去る3月31日に公益財団法人みちのく北方漁船博物館財団から市への譲渡契約が締結され、翌4月1日に財団から市へ譲渡、併せて市から教育委員会へ財産引き継ぎがなされ、教育委員会が教育財産として所管することとなりましたことを御報告いたします。

また、施設内にあります財団所有の展示物等につきましては、4月1日から清算管理団体が引き継いでおりますが、清算管理団体より展示物等の整理・撤去に一定期間を要するとして、教育委員会に対し施設使用の申入れがあり、行政財産の目的外使用として許可しております。

なお、使用許可期間は4月1日から6月30日までの3か月間となっております。

委員長

ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。ないようですので、

次に、報告の(8)「雑誌スポンサー制度について」報告をお願いします。

市民図書館長

青森市民図書館で実施する「雑誌スポンサー制度」について、御報告申し上げます。「雑誌スポンサー制度」とは、図書館資料である雑誌について、雑誌カバーを民間事業者等の広告媒体として提供し、事業活動を促進するとともに、その雑誌の年間購入代金を負担していただく制度です。

青森市民図書館では、現在所有している雑誌に加え、雑誌のタイトル数を増やす取組を行うため、「雑誌スポンサー制度」を実施します。

その実施方法は、

- ・スポンサーは企業及び団体とし、広告表示を希望する雑誌を、図書館が定める147タイトルの「雑誌リスト」から選択します。
- ・雑誌の提供及び広告の表示期間は、原則的に当該年度1年間としますが、図書館又は雑誌スポンサーいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に3年目まで更新できるものとします。
- ・広告内容は、お手元の資料のとおり、雑誌カバーの表(おもて)面には、スポンサーの名称を、裏面一面にはスポンサー広告を表示します。

この制度の効果として、「配架する雑誌の数を増やすことができ、図書館サービスの向上を図ることができる」と考えております。

なお、本制度は、5月15日から募集を開始することとし、広報あおもり「5月15日号」、青森市ホームページ及び青森市民図書館ホームページ、チラシ等で周知に努め、市民図書館の雑誌タイトル数を増やしてまいりたいと考えております。

西村委員

このスポンサー制度には賛成いたします。ただし、雑誌のタイトル数を増やすための取組であるとなっておりますが、図書館が定める147タイトルの雑誌リストとは、現在の数なのか、これから増やそうとしている数なのか教えてください。

市民図書館長

現状に加えて配架できる最大限の数が147ということで、これはこれから増やそうとしている数です。

委員長

外に御意見、御質問ございますでしょうか。ないようですので、次に、報告の(9)「小学校給食センターによる給食の提供開始について」報告をお願いします。

学校給食課長

青森市小学校給食センターによる給食の提供開始について、御報告申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

青森市小学校給食センターは、PFI手法により、平成24年4月から整備を進めて参りましたが、施設の完成と開業準備を経て、去る4月8日より、市内30小学校を対象として、15食の食物アレルギー対応給食を含め、約11,000食の学校給食の提供を開始いたしました。

給食の提供開始当初は、配送の遅れや食器等の数量誤りなどがありましたが、現在は大きな問題もなくスムーズに運営されております。

また、食物アレルギー対応食の提供におきましては、安全確認のための学校内の受渡し確認が確実に行われていることを確認しております。

これまで食物アレルギーがあるため弁当を持参していた児童からは、「クラスのみんなと一緒に給食を食べられてうれしい」との声もあがっており、今後も安全・安心でおいしい給食を提供するよう努めてまいります。

次に、4月23日開催の「市長と給食を食べよう！あおもり市民学校給食体験会」につきましては、広報あおもり4月1日号で参加者の募集を行いましたところ、定員の40名を越える59名の申込みがございました。

申込みをいただきました 59 名全員に御参加いただくこととしたところでありますが、キャンセルの申し出が 5 名あり、結果として 54 名の方々に参加していただく予定となっております。

参加者の皆様には、施設見学や栄養教諭による食育講話の後に給食を試食していただき、学校給食に対する理解を深めていただきたいと考えております。

西村委員

とてもいい企画だと思います。今後も継続して実施し、定着させてはいかがでしょうか。

学校給食課長

今回は初めての企画となりますが、2 階には食育コーナーもありますので、これを活用していければと考えております。

佐藤委員

浪岡の給食センターでもアレルギー対応食は提供できるのでしょうか。

学校給食課長

浪岡給食センターにはアレルギー対応食を調理する機能がありませんので、提供はできません。これまでと同様に、詳細な献立表を配付し、アレルギーとなる食べ物を除去していただくという対応となります。

月永教育長

できるだけ早く、必要な児童全員にアレルギー対応食を提供できるよう、我々も努力してまいりたいと考えております。

委員長

その他、本日の案件以外に、教育委員の皆様から何かございませんか。
意見なし

委員長

その他、その他、事務局から何かございませんか。
事務局からの報告なし

委員長

その他特になければ、次回の定例会の日程について、協議をお願いします。

総務課長

次回の定例会の開催につきましては、開会日時を 5 月 15 日（木）午後 4 時から、場所は教育研修センター 4 階第 2 研修室で開催したいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員長

事務局からこのような提案がありましたが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

それでは御異議がございませんので、今回は、5 月 15 日（木）、開催場所は教育研修センター 4 階の第 2 研修室で行いたいと思います。

以上を持ちまして、平成 26 年第 4 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 26 年 4 月 21 日開催の平成 26 年第 4 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 26 年 5 月 1 5 日

書 記 泉 宏 明

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 26 年 5 月 1 5 日

署名委員 石 澤 千鶴子

署名委員 月 永 良 彦